

戸狩温泉スキー場 施設利用規約

第 1 条（目的）

この利用規約（以下「本規約」といい、また当施設の利用に関して当社が別途策定する規約（第 6 条第 5 項乃至第 8 項に定める規約・規程を含みますが、これらに限りません。）を含めて、以下「本規約等」といいます。）は、戸狩温泉スキー場株式会社（以下「当社」といいます。）が管理する 北信州・戸狩温泉スキー場（以下「当施設」といいます。）管理区域内における施設利用者（以下「利用者」といいます。）の安全確保と施設の維持向上を目的としています。

第 2 条（利用契約の成立・適用範囲）

1. 当施設の利用に関する契約は、利用者が当施設に係るリフト券の購入、その他の当施設の利用に関する申込みを行い、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。ただし、当社が当該承諾をしなかったことを証明した場合は、当該利用契約は成立していないものとします。
2. 当施設の利用に関する契約は、本規約等の定めるところによるものとし、本規約等に定めのない事項及び関係法令の定めに基づくほか、関係法令に定めがない事項については社会通念上の判断に準じます。

第 3 条（告知）

1. 当施設では、利用者の安全を守るために最善の努力をしておりますが、利用者の皆様には次に例示するような施設特有の危険があることを理解し、これらの危険をご自身の責任と注意により回避するようにしてください。
 - ① 降雪・降雨・濃霧・雷など天候に伴う危険
 - ② 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
 - ③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など、雪質や雪面状態による危険
 - ④ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表など、自然の障害物による危険
 - ⑤ リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど、人工の工作物との衝突による危険
 - ⑥ 雪上車両との衝突の危険
 - ⑦ スノーパークの利用にともなう危険
 - ⑧ スピードの出し過ぎによる危険
 - ⑨ 遊具、アトラクション等の利用にともなう危険
 - ⑩ 落石・倒木に伴う危険
 - ⑪ 熊・イノシシ・野鳥・蛇・ハチ・アブ・ダニ・アリ・ムカデなど危険な生物
 - ⑫ 転倒に伴う危険

- ⑬ 疲労・飲酒・薬物・体調不良などによる危険
 - ⑭ その他、これらに類する危険
2. 当施設内のロープ・ネット等は危険箇所の存在を示す物であり、安全を保証する物ではありません。
 3. 本条を含む本規約等の各種の定めに従っていたけない方は、当施設の利用をお断りいたします。また、すでにご利用の場合でも、当該定めに違反する行為が行われ、又は、行われるおそれがあると認められる場合は、利用中止、リフト券・施設利用券の返却、退場をしていただく場合があります。この場合、利用料金等の当施設に支払われた一切の金員について、返金はいたしません。
 4. 管理区域外、立入禁止区域を示す表示は最小限の規制表示となっていますので、施設マップ、看板等をよくご確認ください。

第4条（禁止事項）

1. 当施設利用に関して次のことを禁止いたします。
 - ① 閉鎖されたエリア、立入制限区域及び立入禁止区域へ進入すること。ただし、当施設から発行された有効な許可証を保有された方を除きます。
 - ② 植物の採取・踏みつけ、また土砂の採取・土地の掘削をすること
 - ③ 銃砲刀剣類、発火又は爆発の恐れがあるもの、著しく悪臭を放つもの、騒音を発するものその他当施設内又はその周辺において人体、土地、建造物、器物又は環境に対し危険を及ぼすおそれがあるもの、法令等で禁止されたものの他、当社の判断で禁止するものを持ち込むこと
 - ④ 施設・ロープ・ネット・掲示物・標識などを故意又は重過失によって傷つけ、破損させ、又は、許可なく移動若しくは除去すること
 - ⑤ 施設の運営やリフト等索道の運行を妨げること
 - ⑥ 事前の許可なく営業行為を行うこと
 - ⑦ 野営（テント設置等）をすること
 - ⑧ 施設内にて火気を使用すること。ただし、喫煙については第2項の定めるところによります。
 - ⑨ 無許可でラジコンカー・ラジコンヘリ（飛行機）・ドローン等を使用すること
 - ⑩ 撮影禁止区域での撮影及び他のお客様のご迷惑につながる撮影
 - ⑪ 他の利用者や自分自身の安全を脅かすこと
 - ⑫ ゴミの投棄
 - ⑬ 他の利用者に迷惑を及ぼす言動をすること
 - ⑭ 当社又は当施設の従業員に対するクレーム及び言動のうち、当該クレーム及び言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段又は態様が社会通念用不相当な行為に及ぶこと

- ⑯ 犬などの動物をコース内に放つこと
 - ⑰ 法令等で禁止されて行為に及ぶこと
2. 喫煙（電子タバコ、加熱式タバコを含みます。）は、当社が定める所定の場所に限り認めます。喫煙時には火気に注意し、吸殻やマッチは必ず火を完全に消して灰皿に入れてください。
 3. 当社の事前の許可を得ることなく、立入制限区域及び立入禁止区域へ進入した場合、当社は、その都度、金 5 万円の違約金を請求し、利用者は、これを直ちに支払います。この場合、当該利用者は、既に購入されたリフト券・施設利用券を返却、退場して頂いた上で、今後の当施設の一切の利用を禁止する場合があります。また、当該返却、退場に際して、当社は、一切の返金をいたしません。

第 5 条（行動規則）

当施設では、次の行動規則を守ってご利用をお願いします。

- ① 他人を傷つけたり、他人の安全を脅かさないこと。
- ② 地形・天候・技能・体調・混雑等の状況に合わせ施設や遊具などを利用し、いつもでも危険を回避できるようにすること。
- ③ 掲示・看板・標識・場内放送などの注意を守るとともに、係員の指示には従うこと。
- ④ 事故・遭難等に遭遇したときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず氏名、住所及び電話番号を明らかにすること。この場合、当社は、当該氏名等の情報を当該事故に対する対応に必要な限度で、自ら利用し、又は関係する官公署、医療機関などに提供します。
- ⑤ 当施設では、当社の許可した遊具以外を持ち込み、使用することはできません。

第 6 条（利用者の責任）

1. 当社は、第 3 条 1 項に定める告知、第 4 条で定める禁止事項、第 5 条で定める行動規則、その他本規約等を含む当社が定める規則及び法令等に違反したことにより発生した事故に対し一切責任を負いません。また、これらの違反行為により当社に損害、その他の費用が発生した場合、当社は、その事故を発生させた利用者に対して、これら損害等の賠償を請求し、当該利用者は、当社の指定する期限までに、これを支払います。
2. 本規約等に違反し、当施設管理区域の外に当利用者又はその知人等から当社に遭難救助の要請があった場合、当社は、単独又は関係官公庁等と協力し救助活動を行った場合、救助活動終了後、搜索、救助に要した人件費、機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当該利用者に請求し、当該利用者は、当社の指定する期限までに、当該費用の全額を支払います。

3. 当社は、利用者が携帯した物を当社の設置する有料鍵付き収納に収納した場合を除き、当施設内、駐車場、その他当施設の敷地における盗難等に対し責任を負いません。また、有料鍵付き収納の鍵を紛失・破損した場合、当該利用者は、鍵の交換費用として金1万円を請求し、当該利用者は、これを支払います。
4. 撮影画像の公開について、撮影を許可していない人が映り込んでいる画像や動画の公開によるトラブルに関して、利用者が自らの責任及び費用で解決し、当社は一切の責任を負いません。
5. 索道施設については、当社が定める「索道事業運送約款」に従ってご利用ください。
6. 飲食施設については、本規約のほか、当社が定める「戸狩温泉スキー場 フードコート利用規約」に従って、ご利用ください。
7. レンタル品については、本規約のほか、当社が定める「戸狩温泉スキー場 レンタル利用規約」に従って、ご利用ください。
8. 駐車場については、本規約のほか、当社が定める「戸狩温泉スキー場 駐車場管理規程」に従って、ご利用ください。
9. スキー・スノーボードは本質的に危険が伴うスポーツであり、スポーツにおいて怪我の危険性はその行為の一部であることを利用者ご自身が認識をお願い致します。

第7条（不可抗力等）

天災、感染症の拡大その他の不可抗力に基づく事由による場合、利用者の安全が確保できないおそれがある場合、又は、権限を有する行政機関による協力要請、行政指導、指示又は行政処分がなされた場合には、施設及びリフトの一部又は全部の営業を休止することがあります。

第8条（感染症の防止）

1. 当施設では、感染症に罹患していると当施設が合理的に判断した方の利用をお断りいたします。当施設では、感染症の拡大の状況に応じ、入場前の検温及び手指の消毒、並びに当施設への入場、出場の際及び施設内においてマスクの着用及び利用者間に一定の距離をとる等、感染防止のために必要な対策についてご協力をお願いすることがあります。
2. 前項に基づき当施設が実施する感染防止対策にご協力いただけない場合、利用をお断りいたします。また、すでにご利用の場合でも、利用中止、リフト券・施設利用券の返却、退場をしていただく場合があります。これらの場合、利用料金等の当施設に支払われた一切の金員について、返金はいたしません。

第9条（その他）

1. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力

団員並びに反社会団体及び反社会団体員等（暴力団及び過激行動団体 等並びにその構成員）は、当施設を利用できません。暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき及び法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるものについても、同様とします。

2. 当施設の利用者の中に前項に該当する者がいると判明した場合には、直ちに当施設の利用をお断りし、施設外へ退去していただきます。当施設の指示に従っていただけない場合は、警察等関係機関に通報いたします。

第 10 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約等は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本規約等に起因又は関連して生じる一切の紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 11 条(言語)

本文書は日本語版を正とし、日本語版と日本語以外の翻訳版に矛盾又は抵触がある場合には、日本語版が優先して適用されるものとします。

第 12 条（本規約等の変更）

1. 当社は以下の場合、当社の判断により、本規約等を変更することができます。
 - ① 本規約等の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - ② 本規約等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本規約等の変更にあたり、変更後の本規約等の効力発生日の 1 か月前までに、本規約等を変更する旨及び変更後の本規約等の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し、通知します。
3. 本条による変更後の本規約等の効力発生日以降に利用者が当施設を利用したときは、本規約等の変更に同意したものとみなします。

(附則)

制定・施行 2025 年 12 月 20 日